

京都市教育委員会教育長訓令甲第6号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

学校職員の辞令文例の一部を次のように改正する。

平成19年3月29日

京都市教育委員会

教育長 門川 大作

別記第1（一般職に属する職員）の項第1号中「(特に〇〇円) (給料月額〇〇円)」
を削り、同項第23号及び第25号中「(特に〇〇円)」を削る。

別記第3中「(特に〇〇円)」を削る。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)